特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和4年6月24日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務			
①事務の名称	個人住民税に関する事務			
②事務の概要	・個人住民税は地方税法に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税であり、その税額は市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。 ・個人住民税には、市町村が課すことのできる市町村民税(以下「個人市町村民税」という。)と道府県が課すことのできる道府県民税(以下、「個人道府県民税」という。)が存在する。個人市町村民税及び個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と、原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。 ○本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。(1)課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第295条、第318条)(2)納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の3等)(3)他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認(4)他自治体等からの調査回答及び他自治体等への税務調査(6)個人住民税の賦課決定・賦課更正及び納税者・特別徴収義務者への税額通知の発送(6)個人住民税の課税に伴う他自治体への通知及び回答(1)世民登録外の課税に伴う他自治体への通知及び回答(1)世民登録外の課税に伴う他自治体への通知及び回答(1)世自治体該当資料等の回送			
③システムの名称	個人住民税システム、課税資料検索システム、国税連携システム、課税支援システム 地方税ポータルシステム(eLTAX)、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
個人住民税特定個人情報ファ	イル、宛名特定個人情報ファイル、課税資料特定個人情報ファイル			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表24項			
4. 情報提供ネットワークシ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	<選択肢>			

①実施の有無	[実施する]	く選択収 <i>ラ</i> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報:第3相(1,2,3,98,1065,166,【情報:第1相	,4,5,7,11,13,15, 6,108,115,124,1 167,168,169,17 照会の根拠】)が「市町 20,28,37,3 25,129,13 0,171,172)が「市町 に基づく	村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民経済部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

みよし市総務部総務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地 (0561)32-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先みよし市市民経済部税務課
〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地
(0561)32-2111

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 对象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満					
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点					
3. 重大事故							
	SIC、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	人 <選択肢> [発生なし] 1)発生あり 2)発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書]	重点項目評価書	<選択肢> (選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
されている。				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	人手を除く。)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		ī.]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	「マイナンパー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等 守している。					
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]:	全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を順守している。 1					

変更箇所

変更問		担山味物	担山味物に核え説明		
	項目 5. 評価実施機関における担	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	当部署① 5. 評価実施機関における所	市民部税務課	市民協働部税務課	事後	
平成28年4月1日	属長② 8. 特定個人情報ファイルの取	税務課長 近藤友久	税務課長 久野光孝	事後	
平成28年4月1日	扱いに関する問合せ 5. 評価実施機関における所	みよし市市民部税務課	みよし市市民協働部税務課	事後	
平成30年4月1日	属長②	税務課長 久野光孝	税務課長 岡本 和也	事後	
平成30年4月1日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携②	1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34,35.37, 39,40,42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70, 71.74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103,106,107, 108,113.114.115,116,117,120の項	1,2,3,46,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70, 71,74,80,84, 850 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113.	事後	
平成31年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務③	個人住民税システム、課税資料検索システム、 国税連携システム、地方税ポータルシステム (eLTAX)、宛名システム、団体内統合宛名シス テム、中間サーバー	個人住民税システム、課税資料検索システム、 国税連携システム、課税支援システム、地方税 ポータルシステム(eLTAX)、宛名システム、団 体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における所 属長②	税務課長 岡本 和也	税務課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規作成	事後	
令和2年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	70,71,74,80,84,85の	番号法第19条第7号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう 5、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35 ,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66, 67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう 5、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税 に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に よる地方税の賦課徴収に関する事務」となって いる項(27の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	事後	
令和3年6月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 28,79,19,24,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 [別表第2における情報照会の根拠] [第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税	番号法第19条第7号、別表第2 [別表第2における情報提供の根拠] :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう 5、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35 ,37,38,39,40,42,48,55,54,57,58,59,61,62,63,64,65, 66,67,70,71,748,0,84,850 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,122の項 [別表第2における情報照会の根拠] :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税 に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に よる地方税の賦課徴収に関する事務」となって いる項(27の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,88,85の 28,79,19,29,497,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 [別表第2における情報照会の根拠] [第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう 5、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35 37,38,39,40,42,48,55,54,57,58,59,61,62,63,64,65, 66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税 に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に よる地方税の賦課徴収に関する事務」となって いる項(27の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	事前	
令和4年5月18日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携②	37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 28,79,19,29,497,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 [別表第2における情報照会の根拠] 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第4欄に「地方税関係情報」が6まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34 ,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64, 65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120,121の項) [別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税 に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に よる地方税の賦課徴収に関する事務」となって いる項(27の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65, 66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第2欄(事務)に「地方稅法その他の地方稅 に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に	65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120,121の項 【別表第21における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう	事後	
令和7年7月11日	5. 評価実施機関における担 当部署①	市民協働部税務課	市民経済部税務課	事後	
令和7年7月11日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	みよし市市民協働部税務課	みよし市市民経済部税務課	事後	